

南島原市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和5年3月24日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 小 嶋 光 明

令和4年度

南 島 原 市

定期監査及び行政監査報告書

南島原市監査委員

令和4年度 定期監査及び行政監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査の対象

(1) 部局等

農林水産部	農林課、水産課、農村整備課
建設部	建設課、管理課、都市計画課、地籍調査課
環境水道部	環境課、水道総務課、上下水道課 〔衛生局〕衛生業務課
会計管理者	会計課
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化財課、 世界遺産推進室
農業委員会事務局	
教育委員会(小・中学校)	小林小学校、布津中学校

(2) 範囲

令和3年度歳入歳出執行状況を基本とし、監査委員が必要と認める事業等については、令和2年度から令和4年度迄の3か年の執行分を対象とし監査を実施した。3か年対象の監査項目は、以下のとおりである。

ア 施設管理費について

イ 公用車(公務及び出退勤時に使用の自家用車並びに受託者使用車両含む。以下同じ。)の車両事故状況について

3 監査の期間

令和4年12月12日(月)から令和5年2月2日(木)まで

4 監査の着眼点

(1) 着眼点

財務に関する事務の執行、経営にかかる事業の管理及び行政に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、効率的かつ効果的に行われているか、組織及び運営の合理化に努めているか、を主眼として実施した。

(2) 重点項目

- ア 補助金に関する事務の執行状況について
- イ 随意契約に関する事務の執行状況について
- ウ 施設の維持管理に関する事務の執行状況について
- エ 備品の管理状況について（学校のみ）

5 監査の実施内容

監査の重点項目となる事務について、対象部局へ調査票の提出を求め、現地調査により関係書類の検査・照合を行うとともに、本書で示した監査の着眼点について、所管課長及び関係職員から説明を聴取した。

なお、監査の実施に当たっては、南島原市監査基準（令和2年4月1日監査委員告示第1号）に準拠した。

第2 監査の結果

1 総 評

財務に関する事務の執行は補助金交付、随意契約、施設の維持管理費を重点項目とし、行政事務の執行については事務手続に主眼を置いて監査を実施した。

今後の行政運営に資するためにも、次のとおり総評する。

補助金交付事務については、補助対象者からの提出書類が、要綱に定める時期に違反して提出されている事例が見受けられた。市では、補助金交付規則において補助金の事務処理にかかる一連の手続きを定めており、交付申請、実績報告等にかかる書類の提出時期を別に定める個々の交付要綱により規定している。しかしながら、補助金交付申請の対象となる事業及び補助申請について、当該要綱に規定した申請期間外に提出されている事例が確認された。これは、予算確定後でないことと内示が出せないこと、申請者である自治会長の交代により不都合が生じるなどの理由によるものであるが、告示した要綱の規定よりも所管課の事務手続及び申請者の都合を優先させており、適正な事務が行われていない。また、補助対象団体からの実績報告書について、当該要綱に規定した期限を超過して提出されている事例が散見された。これは、補助対象団体への注意喚起を怠ったことによるものであり、告示した要綱の規定に違反しており適正な事務が行われていない現状である。

補助金は、補助事業が本来の目的に沿って実施されたかどうか審査し検証することが重要であり、その結果については市民への説明責任を果たすことができるような審査内容でなければならない。提出書類の内容を審査するに当たっては、交付申請書の事業計画を踏まえたうえで、事業の活動状況と補助金の使途を審査することに加え、対象となる書類の提出時期についても要綱を遵守した審査事務を行う必要

がある。また、現状の手続が要綱の規定に合致していない場合は、その要因、改善策を精査し、適正な事務が遂行できるよう規定の見直しも含めて検討されたい。

随意契約については、一部、必要な事務手続を省略し、支出事務を行っている事例が見受けられた。随意契約は、競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選定して締結する例外的な契約方法で、競争入札に比べ事務手続を簡略することができる。しかしながら、会計年度ごとの業務起案は必要であるが、執行伺を省略し見積徴取等の契約事務を行っている事例が見受けられた。契約の締結については、案件ごとに業務起案を行い適正な事務の執行に努められたい。特に、業者を指定して契約する特命随意契約については、選定理由、その法的根拠を明確にするとともに徴取した見積書の金額の妥当性の立証に努めなければならない。

施設の維持管理については、各所管課で管理している施設にどのくらい維持管理費がかかっているか、前回に引き続き調査した。行政サービスを行う上で継続的な施設整備は必要であるが、将来的に残す施設、廃棄する施設を見極めることが重要である。行政評価と連携させることで費用対効果等を精査し、財政の効率化と適正化を図って頂きたい。人口減少及び少子高齢化が進んでいる本市の現状を踏まえ、南島原市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担を軽減、平準化するとともに次世代への負担を残さない「持続可能なまちづくり」を目指すためにも、公共施設等の最適な配置の実現に期待したい。

備品管理については、対象とする小・中学校において現地調査を実施し、概ね適正な管理が確認された。今後も、新規購入、学校の統廃合に伴う備品の移管、寄贈等について、登録漏れや登録誤りがないよう努められたい。

以上が監査の重点項目であるが、今回の監査では、近年、公用車の車両事故が年間 20 件を超えていることから、行政監査の一環として、監査対象部局に対し公用車の事故状況及び安全対策について調査を行った。

令和 2 年 4 月から令和 4 年 10 月に発生した対象部局における公用車の車両事故件数（被害事故及び発生原因不明のものを除く。）の合計は、農林水産部 8 件、建設部 6 件、環境水道部 14 件、教育委員会事務局 14 件（うち受託者案件 5 件）であった。会計課、農業委員会事務局及び対象の小・中学校においては軽微な事故を含め車両事故は無かった。事故の主な原因は、対向車との接触を含め前後及び右左折時の確認不足による運転者の不注意によるものが多く、また、乗車が 1 人の場合や修理等の用務のため事業現場へ緊急に向く時などに多く発生していた。公務等により公用車を使用する場合は、可能な限り複数人による乗車を心がけるとともに、同乗者においても運転者に対し状況の伝達などの安全対策に努められたい。

車両事故の当事者に対しては、総務部管財契約課が「公用車交通事故防止研修会」「ドライブシミュレーション研修会」の受講を義務付けるなどの対策を講じている。安全運転管理者等の選任については、道路交通法において定められており、該当する庁舎には適切に選任されている。安全運転管理者等においては、運転者の適性等の把握や安全運転の対策、指導に努められたい。また、各課長においては、職員に対し、公務の内外を問わず、市民の模範となるよう率先して交通法規を遵守し、安全運転に細心の注意を払うよう注意喚起に努められたい。

監査の結果、対象とする財務事務及び事業の管理については、概ね適正に執行されていたが、一部、事務手続の検討又は改善を要望する事項や留意すべき事項が見受けられた。以下に記載した「指摘事項」に関しては、必要な措置を講ずるとともに職員の指導監督に努められたい。改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査委員へ遅滞なく通知されたい。「注意事項」に関しては、措置を求めないが、記載した内容に留意し適正な事務の執行に努められたい。

なお、すでに是正されているもの及び軽微な事項については、口頭で指導したので内容を省略する。

2 改善を要望する「指摘事項」

【建設部】

(建設課)

(1) 補助金について

令和3年度南島原市生活環境整備事業補助金の事業申請について、当該要綱第5条第3項に規定した期間外に提出されている事例が確認された。告示規定よりも所管課の事務手続及び申請者の都合を優先させており、適正な補助金交付事務が行われていない。現状の申請手続が要綱の規定に合致していない場合は、その要因、改善策を精査し、適正な審査が遂行できるよう規定の見直しも含めて検討されたい。

(管理課)

(1) 補助金について

令和3年度南島原市道路愛護団体支援事業補助金の補助申請について、当該要綱第8条第2項に規定した期限を超過して提出されている事例が、全29件中26件で確認された。告示規定よりも申請者の都合を優先させており、適正な補助金交付事務が行われていない。現状の申請手続が要綱の規定に合致していない場合は、その要因、改善策を精査し、適正な審査が遂行できるよう規定の見直しも含めて検討されたい。

【教育委員会事務局】

(生涯学習課)

(1) 補助金について

令和3年度補助金交付事務にかかる実績報告の提出について、南島原市社会教育関係団体補助金交付要綱第5条第2項、南島原市郷土の歴史文化伝承事業補助金交付要綱第4条、南島原市地域社会体育振興会等補助金交付要綱第5条及び南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱第8条に規定した期限を超過して提出されている事例が確認された。これらについては、補助対象団体への注意喚起を怠ったことによるものであり、適正な補助金交付事務が行われていない。また、実施計画、実績報告等に記載する事業の実施時期を明確に記載していない事例も見受けられた。審査対象となる書類等が不備なく、遅滞なく提出されるよう対策を講じるとともに、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

【農業委員会事務局】

(1) 補助金について

令和3年度南島原市農業者年金女性の会補助金交付事務にかかる実績報告の提出について、当該要綱第4条に規定した期限を超過して提出されている事例が確認された。これは、補助対象団体への注意喚起を怠ったことによるものであり、適正な補助金交付事務が行われていない。審査対象となる書類等が遅滞なく提出されるよう対策を講じるとともに、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

3 「注意事項」

【農林水産部】

(農村整備課)

- (1) 修繕業務について、完了後、施工業者からの請求が長期間遅れた事例が確認された。業者に対し、速やかに請求するよう指導されたい。

【建設部】

(管理課)

- (1) 補助金交付事務にかかる実績報告の添付書類について、日付等の書面の不備が確認された。補助対象団体に対し、書類整備等の指導に努められたい。

(都市計画課)

- (1) 白蟻駆除業務委託、市営住宅管理にかかる個人委託及び市外業者対象の修繕業務について、業務起案を省略し契約事務が行われていた。適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 修繕業務について、完了後、施工業者からの請求が長期間遅れた事例が確認

された。業者に対し、速やかに請求するよう指導されたい。

【環境水道部】

（環境課）

- （1）随意契約について、業者選定理由及び法的根拠が示されていない事例が確認された。適正な事務の執行に努められたい。

（上下水道課）

- （1）修繕業務について、見積書に日付の記載がない事例が散見された。見積業者に対し、日付の記載等の指導に努められたい。

（衛生業務課）

- （1）随意契約について、業者選定理由及び法的根拠が示されていない事例が確認された。適正な事務の執行に努められたい。

【教育委員会事務局】

（生涯学習課）

- （1）前年度からの事業を引き継ぐ印刷物制作業務について、当該年度の業務起案を省略し、かつ特命随意契約の業者選定理由及び法的根拠が示されていない事例が確認された。適正な事務の執行に努められたい。

（文化財課）

- （1）修繕業務について、業務起案を省略した事例、特命随意契約の業者選定理由及び法的根拠が示されていない事例が確認された。適正な事務の執行に努められたい。